

CMAC-GPF 合同会議 (2016 年 6 月) 出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員 **熊谷 五郎**
 武田薬品工業(株) 財務統括部長 **谷口 岩昭**

I. はじめに

2016 年 6 月 15、16 日、ロンドンにおいて、国際会計基準審議会 (IASB) の資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。)、世界作成者フォーラム (Global Preparers' Forum、以下「GPF」という。) が開催された。CMAC は財務諸表利用者、GPF は財務諸表作成者の代表からなる会議で、利用者、作成者の立場から、会計基準に関わる専門的かつテクニカルな論点について、IASB へインプットを行うことを目的としている。CMAC、GPF とも年 3 回ロン

ドンで開催されるが、そのうち 1 回は CMAC-GPF との共同開催であり、2016 年 6 月の会議が該当する。

2016 年 6 月開催の CMAC-GPF 合同会議の議題は図表のとおりである。以下本稿では、その概要を報告する¹。今回の合同会議では、6 月 15、16 日の 2 日間にわたり、重要性に関する実務記述書、キャッシュフロー計算書、基本財務諸表、資本の特徴を有する商品 (Financial Instruments with Characteristics of Equity, FICE) の 4 つの論点について、それぞれ財務諸表利用者代表である CMAC 委員と作成者代表である GPF 委員からなる 4 グループに分かれ、活発な討議が行われた。

図表 2016 年 6 月 15、16 日開催 CMAC-GPF 議事一覧

番 号	時 間	議 事
1	6 月 15 日 10:00-10:30	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の最新動向
2	同 10:45-12:30	重要性
	10:45-11:05	• IASB スタッフによるプレゼンテーション
	11:10-11:55	• 分科会
	12:00-12:30	• 分科会報告

1 2016 年 6 月 15、16 日開催の CMAC-GPF 合同会議の討議資料・音声ファイルは、以下で取得可能である。
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-and-GPF-meeting-june-2016.aspx>

3	同	13:30-15:15 13:30-13:50 13:55-14:40 14:45-15:15	キャッシュフロー計算書 • IASB スタッフによるプレゼンテーション • 分科会 • 分科会報告
4	同	15:30-17:15 15:30-15:45 15:50-16:40 16:45-17:15	基本財務諸表 • IASB スタッフによるプレゼンテーション • 分科会 • 分科会報告
5	6月16日	9:00-10:45	資本の特徴を有する金融商品 (FICE)

出所：IASB

Ⅱ. 2016年6月開催 CMAC-GPF 合同会議・議事概要

1. IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の最新動向

本セッションでは、IASB 側より CMAC 及び GPF 委員に対して、IASB における 2016 年 3 月から 5 月の間の活動報告が行われた。具体的には、以下の諸点が報告された。

- IFRS 第 4 号「保険契約」、概念フレームワーク、開示イニシアチブ、アジェンダ・コンサルテーションなど主要プロジェクトに関する概況報告
- リサーチ・プロジェクトに関して、より焦点を絞り込む一方、緊急性の低い案件についてはリサーチパイプラインを導入して管理していくこと
- リース基準と収益認識基準に関する導入支援 Web ページの立ち上げ

その後、主に GPF 委員より、以下の諸点について会計基準の限定的な修正または IFRS 解釈指針委員会などでの対応を求める声があった。

- 内部取引に対する課税に関する会計上の取扱い

- ある国で会計処理に特定の為替レートの適用が義務付けられている場合の対応
- 長期リースを資本還元する場合に適用すべき為替レートについて
- ある会計処理について各国規制当局が異なる適用を求める場合、「一貫した適用」
それに対して、IASB 側よりそれらの問題点を認識しているものの、リソースに制約がある中、アジェンダとして取り上げるには数多くの利害関係者からの十分なサポートが得られていないとの説明があった。

2. 重要性

【論点と背景】

ディスクロージャーに関する問題の大半は、「重要性」の概念を実務上どう適用するかに起因していると多くの関係者によって指摘されている。こうした「ディスクロージャー問題」に対処するために、2015 年 10 月に IASB は、「IFRS 実務記述書—財務諸表への重要性の適用」（「重要性に関する実務記述書」）に関する公開草案（Exposure Draft、以下「本 ED」という。）を公表した²。

IASB スタッフは本 ED へのフィードバック

2 本文書の目的は、重要性の概念の適用に際して、作成者、監査人、規制当局に対して（強制力のない）ガイダンスを提供することである。このプロジェクトは、財務報告における「重要性」に関する現行の定義や概念に変更を加えるものではない。

をもとに、重要性の適用に関してデシジョン・ツリー方式の「4ステップ・アプローチ」を開発した。4ステップ・アプローチは、①利用者ニーズの識別、②重要性に関する判断の行使、③提供すべき情報の構成（organization）、④財務報告書全体から開示の適切性を見直しからなる。本セッションでは、このアプローチが機能するかどうか、分科会に分かれて議論された。

【分科会における議論】

分科会では、グループごとに、気候変動リスクと炭素税導入、税金費用の詳細開示という2種類の設例について、事前に設定された質問は重要な財務情報を特定する上で有益か否か、または、重要でない財務情報を排除する上で有益か否かとの問いに回答する形式で進められた。ただし設例を離れて、一般論に拡張して議論するグループが目立った。4ステップ・アプローチを意識したわけではないが、結果として4ステップ・アプローチに沿って重要性に関する判断を行ったというグループもあった。

ケース1：気候変動リスクと炭素税導入のケース

この設例に関する利用者の情報ニーズとしては、気候変動リスクと炭素税導入の財務的影響度合、規制導入のタイミング、規制がどのようなタイミングで効力発生するのか、などが識別された。これらは利用者にとって重要であるが、炭素税導入の影響は、規制案の提案段階では、負債、偶発債務を構成しない。したがって開示場所としては、基本財務諸表や注記ではなく、リスク・ファクターやマネジメント・コメントリー（Management Commentary, MC）³が適当であるという結論であった。作成者の一部からは、その場合であっても将来の潜在的リ

スクの開示を企業に強制することについては、慎重に検討すべきであるとの意見が出た。またユーザーにとって、すべての企業が等しく晒されているリスクの重要性は低く、個々の企業に固有のリスク、影響が重要である、という指摘もあった。

ケース2：税金費用の詳細開示

この設例に関する利用者の情報ニーズとしては、実効税率及び現金ベースでの支払税金の国別開示のニーズが高い。その背景は、昨今、多国籍企業の税務戦略は複雑化する傾向にあり、これらの税務戦略が将来的に維持可能か否かの判断が重要となっているためである。これに対して、作成者サイドからは国別開示はあまりに複雑で難しいとの指摘があった。

4ステップ・アプローチへの評価

利用者、作成者ともに「4ステップ・アプローチ」は「重要性」の判断に当たって有用である、という評価についてコンセンサスが得られた。一方、批判としては、「4ステップ・アプローチ」は明瞭さに欠けるので明確化が必要であるという意見もあった。「ステップ1、2、4は重要性があるかの決定に関わるものであるが、ステップ3のみ重要性の適用に関するものであり、2つのプロセスが混在している。」という指摘もあった。

また作成者側より「重要性については、関連当事者取引等において、規制当局と財務報告基準の両方で異なる重要性の閾値が設定されていることがあるが、極力、一致することが作成者にとっては望ましい。」との指摘があった。

【次のステップ】

「4ステップ・アプローチ」が概ね好評であったことから、今回の議論を踏まえた改善を

3 Management Discussion and Analysis (MD&A) をIFRSでは、Management Commentaryと呼んでいるが、MD&AとMCは相互に置換え可能な用語として使われることが多い。

行った上で、「重要性に関する実務記述書」に含め、正式文書化されることになろう。

3. キャッシュフロー計算書

【論点と背景】

IASB から委託を受けて英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council、以下「FRC」という。) スタッフがキャッシュフロー (以下「CF」という。) 計算書の問題として識別された問題点とその改善策について調査を続けている。FRC スタッフは本件に関する「論点整理」 (Discussion Paper、以下「DP」という。) を公表予定であるが、同 DP は、「現金及び現金同等物」、「流動性に関する開示」、「IAS 第 7 号：キャッシュフロー計算書」の改善の方向性などについて取り扱うことを予定している。

本セッションでは、FRC の担当者より、CF 計算書 DP で取り上げる幾つかの具体的論点について説明を受けた後、分科会で活発な議論が行われた。FRC の提案のうち今回の会議で検討された内容は、以下のとおりである。

キャッシュフロー計算書に関わる改善案

キャッシュフローの分類

- ① 営業活動を定義した上で、営業活動からの CF を表示する。
- ② 設備投資に絡む資本支出は営業活動からの CF に含める。資本支出前営業 CF を開示する。更新投資・拡張投資の割合を開示する。
- ③ 負債の調達に関わる CF (支払利息を含む) は財務活動に関わる CF とする。顧客からの受取キャッシュは営業活動に関わる CF とする。
- ④ 税金に関わる CF は CF 計算書に独立セクションを設けて表示する (現在は、営業活動に関わる CF に含まれている。)

現金同等物と流動性リソースの管理の取扱い

CF 計算書に現金同等物は含まれないことと

する。代わりに流動性リソース管理に関するセクションを別途設ける。

IASB 及び本件を担当する FRC スタッフによれば、「今回の CF 計算書の改善に関する議論は、必ずしも業績測定精度の向上を意図しているわけではない一方で、営業利益と営業 CF の整合性については改善したい。」とのことであった。

【分科会における議論】

FRC スタッフによる提案のポイントは、財務活動、投資活動以外のものを営業活動とするのではなく、営業活動を積極的に定義する、設備投資を営業 CF に含める、更新投資や拡張投資の割合を開示する、現金と現金同等物を明確に区別し、CF の定義から現金同等物を除き、代わりに流動性リソース管理に関するディスクロージャーを充実させるというものであった。

一部にこうした提案を支持する声もあったが、否定的な意見が多数であった。特に、4 つのうち 2 つのグループでは利用者・作成者ともに明確に強い反対意見が出された。批判の論拠の根底にあるのは、現行の CF 計算書で特に問題がないのに、コストをかけて大きな変更を加える必要があるのか、という疑問・戸惑いである。

営業活動の定義については、何が営業活動かの定義は各社のマネジメントが決めるべきことであって、IASB が一般的な定義を作ることは難しいというのがコンセンサスを得られた事項であった。また営業 CF 設備投資を含めると、営業 CF ボラティリティが上がり、かえって利害関係者を混乱させるという批判があった。更新投資と拡張投資の割合を開示できれば理想的ではあるものの、実務的に困難で、ミスリーディングになるおそれがあるとの意見が聞かれた。また、現金同等物の代わりに流動性リソー

スの管理のセクションを設けるという提案も範囲が広がりすぎるなどの理由から十分な支持が得られなかった。

一方、設備投資を営業 CF に含めることについては、「これはフリー CF の開示に他ならないが、それこそがユーザーが求めていることではないのか。企業の CFO としてこの提案に賛成する。」という意見が作成者サイドから寄せられた。

【次のステップ】

IASB は今回の議論をもとに、CF 計算書に関する修正を行うかどうかの判断材料にしたいとしていた。一部に強い賛成があるものの反対論が強く、DP 公表に当たっては、提案を大幅に見直す必要があるのではないかとと思われる。

4. 基本財務諸表

【論点と背景】

本セッションの目的は、「基本財務諸表 (Primary Financial Statement) プロジェクト」⁴の取り扱うべき範囲 (Scope) を決めるために、財務諸表利用者・作成者からインプットを求めることであった。損益計算書、貸借対照表⁵に関して、問題点が何かについて CMAC、GPF 双方のメンバーの見解が求められた。

特に損益計算書の表示は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」⁶の要件が必要最小限であるために、損益計算書上の表示科目が企業ごとにバラついている。また営業利益が定義されていない、同じ業績指標であっても、企業によって異なる計算式を用いているなどの問題が識別され

ている。

本セッション分科会では以上の論点を中心に議論したが、貸借対照表についても、他の基本財務諸表との連携や、表示科目の分解表示について議論した。

【分科会における議論】

損益計算書に何を表示するかに関しては、損益計算書の構造 (表示科目とその順番) にバラつきがあり、営業利益などユーザーが必要としている小計が表示されていない、若しくは、企業ごとに内容がバラついているという問題は、各グループの共通認識であった。その原因としては、「IAS 第 1 号の原則が作成者によく理解されていないために適切に適用されていない。」「そもそも IAS 第 1 号が、損益計算書の構造を指定していないことが問題である。」などの指摘があった。この結果、同一業種であっても、企業間で損益計算書の比較可能性が担保されていない。

損益計算書に営業利益を表示すべきというのは、利用者に共通の要望であったが、営業利益を定義することが困難であるというのもコンセンサスを得られた事項であった。特に『継続活動』と『非継続活動』の区分が重要だが、同一業種であっても企業ごとに異なり、一律には定義できない。」などの指摘があった。IASB は営業利益を厳格に定義するよりも、ガイダンスを提供すべきであるという指摘があった。また、営業利益の代替として、機械的に定義できる EBIT の表示を求めるという案もあったが、「EBIT を定義するなら負債も定義しないのは

4 このプロジェクトは、従来「業績報告 (Performance Reporting) プロジェクト」といわれていた。

5 IFRS では「損益計算書」を「損益及びその他の包括利益計算書 (Statement of Profit or Loss and the Other Comprehensive Income)」、「貸借対照表」を「財政状態計算書 (Statement of Financial Position)」と呼んでいるが、ここでは「損益計算書」、「貸借対照表」を用いる。

6 IFRS では、貸借対照表、損益計算書、CF 計算書など基本財務諸表本体上で情報を提供することを「表示 (presentation)」、注記の中で情報を提供することを「開示 (disclosure)」と呼んで区別することが多い。

不十分である。」という指摘があった。

代替的業績指標 (Alternative Performance Measure、APM)、Non-GAAP 指標 については、作成者の恣意性が入るという批判がある一方で、作成者のみならず財務諸表利用者にとっても APM は有用な指標であり、その表示・開示を一律に禁止するべきではないという意見もあった。

貸借対照表については損益計算書ほどの問題はないものの、表示項目の分解が不十分、他の基本財務諸表との連携が不十分などの問題点が指摘された。

その他の主な意見

「何をどのように表示・開示するかについては経営者の自由度を確保すべきである。」という意見があった。一方で利用者から、「基本財務諸表の比較可能性の向上、IFRS タクソノミの質の向上という意味でも、基本財務諸表の表示・開示についてある程度標準化、規律が必要である。」という指摘があった。それに対して、作成者から「タクソノミを厳密に定義すると、それを悪用した表示・開示が行われる。過度の標準化には反対する。」という反論があった。

また作成者より「すべての業種を包括する損益計算書の項目の定義は不可能だと思われるが、業種単位で特化された開示の指針を定めて運用することが妥当ではないか。」という意見があったが、それに対しては、利用者より「業種の定義が困難で、業種ごとに財務報告を標準化することについては慎重であるべき。」という意見があった。

【次のステップ】

本セッションの議論で、損益計算書の構造、営業利益等の小計の表示の重要性が確認された。「基本財務諸表プロジェクト」では、こうした問題について深掘りが行われることになる。

5. 資本の特徴を有する金融商品 (FICE)

【論点と背景】

近年、ハイブリッド型の金融商品が多数発行されているが、発行者から見てそういう金融商品を負債として分類表示するか、資本として分類表示するかが、大きな問題となっている。この問題は、2012 年アジェンダ・コンサルテーションでも重要論点として指摘され、2015 年アジェンダ・コンサルテーションでも優先度の高い論点とされた。また、実務上のバラつきも目立つために、IASB はリサーチ・プロジェクトと位置付け、検討を重ねている。

この論点は、負債・資本の定義にも関することから、当初概念フレームワーク・プロジェクトで検討されていた。しかし負債・資本を定義することが困難であることから、IASB は概念フレームワークの改訂作業を早期に完了させるために、この論点を「資本の特徴を有する金融商品 (Financial Instruments with Characteristics of Equity, FICE)」プロジェクトとして分離・独立させた。

FICE プロジェクトでは、IAS 第 32 号「金融商品：表示」を改善し、金融商品を分類・表示する原則の強化を模索することとなったが、概念フレームワークにおける負債・資本の定義に影響を与える可能性もある。なお IASB 側も、原則・指針策定に当たっては、分類・表示の手法を改善し、利用者に有益な情報を提供することを目的としており、複雑な状況が発生させることは全く意図していないとの意向が表明された。

本セッション分科会では、①公正価値で随時償還可能な株式、②累積型優先株式について、(i)負債と分類すべきか、資本と分類すべきか、(ii)配当及び公正価値の変動を合算して表示すべきか、区分表示すべきか、またそれらを純損益 (Profit and Loss、以下「PL」という。) として表示すべきか、その他の包括利益 (Other

Comprehensive Income、以下「OCI」という。)として表示すべきか、が検討された。

【分科会における議論】

FICE の分類

公正価値で随時償還可能な株式については、すべてのグループで資本ではなく、負債と分類すべきであるという結論であった。各グループとも、償還義務が要求時に明確に存在することから、負債として認識すべき点で利用者側・作成者側の意見は一致した。また長期負債か短期負債かということに関しては、「支払義務が随時発生する可能性が存在する以上、短期負債として位置付けるべきである。」という意見があった。

累積型優先株式についても、4グループ中3グループは負債であると結論付けたが、残り1グループでは、利用者が負債であると主張する一方、作成者は資本であると主張した。資本であるとの根拠は、「設例の累積型優先株式は、会社側が無条件かつ永久に配当支払・元本償還を猶予可能であり、負債として表示することは妥当でない。」というものであった。

またこのようなハイブリッド商品の分類について、「資本と負債との間に『擬似資本』という表示区分を新たに設けることで、多くの問題は解決すると思われる。」という意見もあった。FICE の配当（金利）と公正価値の変動の表示

公正価値で随時償還可能な株式、累積型優先株の配当と公正価値の変動は、「損益及びその他の包括利益計算書」において、区分表示することが適当であるというのがコンセンサスであった。

その上でこれらの商品に支払われる配当は、「実質的に金利と差異はなく、損益計算書で費

用として認識すべきである。」というのが適当である、というのが多数意見であった。「累積型優先株の配当は相当高い確率で支払われることが想定される。したがって、イントレスト・カバレッジ比率等、財務分析作業においては、通常債務の金利と同様の取扱いとすべきである。」という指摘もあった。それに対して、少数意見として「配当は利益処分⁷であるので、費用には馴染まない。OCIで表示することはあり得る。」という見解があった。

一方で、これらの金融商品の公正価値の変動は、分科会報告の段階では、業績を構成しないので OCI として表示するというのが圧倒的に多数意見であった。しかし少数ながら、業績の一部であると解するべきであり、したがって、PL 表示すべきであるという意見もあった。その論拠は「条件付き対価については、PL 認識することが求められている。公正価値変動による元本価値の増減も本質的にこれと同じであり、OCIではなく PL 認識が妥当である。」というものであった。また「公正価値の変動に関する情報は、独立した詳細な開示が必要である。」という意見もあった。

Ⅲ. おわりに

CMAC-GPF 合同会議は、年1回財務諸表利用者、作成者の代表が集まり、財務報告の改善について意見を戦わせる。IASBでは貴重な意見収集の場としてこの会議を重視している。今回は本稿で見たように、重要性に関する実務記述書、CF計算書、基本財務諸表、資本の特徴を有する金融商品について活発な議論が展開された。

7 会議で報告者は「attribution」という言葉を使っていたために、議論が混乱していたが、意味するところは「利益処分 (appropriation)」ではないかと思われる。

重要性の実務記述書については、昨年の ED が出た段階では、各 IFRS に分散した重要性の記述が一冊の実務記述書にまとめられ、参考書としての有用性は認められるものの、先進国の作成者・監査人にとっては「開示過多 (Disclosure Overload)」の問題の解決には中途半端であるというとらえ方が多かった。今回新たに追加される 4 ステップ・アプローチも特に目新しいものはないと思われるものの、今回の CMAC-GPF では有用性を認める声が強かった。重要性の実務記述書が正式文書化される場合には、4 ステップ・アプローチによる重要性の判断プロセスも含まれることになろう。

CF 計算書の改善提案については、筆者は比較的好意的に評価していたが、今回の CMAC-GPF 合同会議では否定的な見解が圧倒的多数であった。DP 公表までに、提案内容を大幅に見直す必要があると思われる。

基本財務諸表については、2 月の CMAC でも議論したが、今回も損益計算書構造の見直し、営業利益などの小計表示の必要性は利用者、作成者に共有されていた。しかし、「営業利益」については、日本基準のように標準化された「営業利益」を IASB が定義することには

否定的な意見が多い。このような状況の下、筆者は比較的合意の取りやすい EBIT の開示を求め、マネジメントは EBIT をベースにそれに加減算をすることにより自社の営業利益を定義するというアプローチが妥当ではないかと考えている。

FICE プロジェクトは、銀行など自己資本規制に対応するために多様なハイブリッド型金融商品を発行している作成者にとっては重要なプロジェクトである一方、そのような金融商品を発行していない企業にとってはそれほど重要度の高いプロジェクトとはいえない。しかし概念的には重要なプロジェクトである。会計的には、資本は資産と負債の差額 (残余) として定義されるが、負債の定義が難しいために、FICE プロジェクトでは個々の金融商品の分類の問題にすり替えられている。しかし、資本・負債の定義を欠く中で、金融商品の分類を行うのはかなり無理があるのではないと思われる。概念フレームワーク・プロジェクトの早期終結への要望は強いが、現行プロジェクトにおいて未解決の論点として、IASB として引き続き「負債の定義」に挑戦するという余地は残しておくべきであると筆者は考えている。